

諸塚村行財政改革大綱 2016
(平成28～32年度)

平成28年3月

諸 塚 村

「諸塚村行財政改革大綱 2016」の策定にあたって

本村は、平成23年3月に、基本構想・計画となる「第5次諸塚村総合長期計画」を策定し、10年先の将来像とその実現に向け取組を始めました。また、同計画のスタートと同じくして、行財政改革大綱2011を策定し、村政運営のより一層の簡素化、効率化、重点化を図るべく行財政改革を推進してきました。

しかしながら、少子・高齢化と人口減少、国や県の財政状況の悪化等、地方自治体を取り巻く状況はますます厳しさを増しており、引き続きより効果的な行財政改革に取り組む必要があります。

そのような中、本村では「諸塚村行財政改革大綱2016」を策定し、第5次総合長期計画の後半の5年間で、行財政改革を加速するために、引き続き、諸塚村行財政改革推進本部を主体に、取組を強化していくこととしました。

地方創生が叫ばれる中、地方自治体が自主自立を継続していくために、新たな視点から独自性をもった行政運営が求められており、多様化する行政需要に柔軟に対応していくための体制整備が必要となっています。

行財政改革に終わりではなく、時代の変化とともに試行錯誤を繰り返しながら今後も、行財政の合理化に努め、持続可能な行政運営を進めるための創意工夫を図り、より質の高い行政サービスを提供していきたいと考えますので、本大綱の基本方針であります「自立可能な簡素で効率的な行財政の確立」に、村民の皆様のご理解御協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、今回の大綱の策定にあたり、貴重な御意見や御協力を賜りました諸塚村行財政改革推進委員の皆様をはじめ、多くの関係の方々に厚くお礼申し上げます。

平成28年3月

諸塚村行財政改革推進本部長

諸塚村長 西川 健

目 次

1	行財政改革の基本的な考え方	
(1)	これまでの行財政改革の取り組み	1
(2)	本村を取り巻く現状と行財政改革の必要性	1
(3)	行財政改革の基本方針	1
(4)	行財政改革の実施期間	1
(5)	行財政改革の実施計画の策定	1
2	行財政改革の実施方針	2
(1)	職員の意識改革	2
(2)	事務・事業の見直し	2
①	事務・事業等の整理合理化	2
②	補助金等の整理合理化	3
③	事務処理の簡素化	3
(3)	組織・機構の見直し	4
①	行政組織の簡素合理化	4
②	事務・事業の民間委託推進	4
(4)	第三セクター等関係	5
(5)	定員管理及び給与の適正化	5
①	適正な定員の管理	5
②	適正な給与の管理	6
(6)	行政情報化の推進	7
(7)	行政運営の公正性確保と透明性の向上	7
(8)	経費の節減合理化と財政の健全化	8
①	経費の節減合理化	8
②	財政の健全化	8
(9)	公共施設の管理運営の合理化	9
(10)	公共工事の適正化及びコスト縮減	10
(11)	広域行政の推進	10
(12)	専門性を持った人材の育成	11

行財政改革大綱 2016

1 行財政改革の基本的な考え方

(1) これまでの行財政改革の取り組み

本村においては、昭和60年に策定した「諸塚村行政改革大綱」にはじまり、改訂を含め、これまで6次にわたり策定した大綱に基づき、行財政改革を推進してきた。

平成19年からは、行政改革に加え、財政改革も一体的に推進していく必要性から、「諸塚村行財政改革大綱」となり、実施期間は「諸塚村総合長期計画」の計画目標年次に合わせる形で、大綱2007が平成19年度から22年度までの4年間、大綱2011については、「第5次諸塚村総合長期計画」の前半5年間となる平成23年度から27年度までとして、職員の意識改革や事務事業の見直し等、全12項目を43の実施項目に分けた実施計画を策定し、村政運営のより一層の合理化、適正化を図りながら、行財政改革に取り組んできた。

(2) 本村を取り巻く現状と行財政改革の必要性

全国的に広がる少子・高齢化と人口減少、経済・財政状況の悪化により、地方自治体もますます厳しい財政状況となっている。また、地方分権の流れの中で、自治体の自主的・自立的な運営がより強く求められている。

このような厳しい行財政状況の中であるが、多様化する行政需要に対応するためには、今後とも、徹底した行財政改革に取り組む必要がある。

(3) 行財政改革の基本方針

本大綱においては、住民福祉の向上を第一としながら、最小の経費で最大の効果をあげるよう「自立の継続が可能な簡素で効率的な行財政の確立」を目指す。

(4) 行財政改革の実施期間

大綱に基づく行財政改革の実施期間は、「第5次諸塚村総合長期計画」の計画目標年次（平成23年度～平成32年度まで）の後半となる、平成28年度から32年度までの5年間とする。

なお、実施期間中及び実施期間を超えて取組まなければならない行財政課題については、見直し改訂を行うとともに、新たな視点に立って継続して行財政改革の推進に努めるものとする。

(5) 行財政改革の実施計画の策定

行財政改革の基本方針に沿って、目指す行財政運営を実現していくために、具体的な行財政改革の内容を記した実施計画を策定する。

2 行財政改革の実施方針

(1) 職員の意識改革

(現状と課題)

複雑・多様化する行政課題に、限りある財源と職員数で対応していくためには、より効率的かつ効果的な行財政運営に努めると共に、職員一人一人が意識を高め、行政需要に的確に対応していく必要がある。

(実施方針)

職員一人一人が自己啓発に努め、行財政運営について高い意識を持つ必要があることから、人材育成の目的や方策等を明確にし、中長期的かつ総合的な観点から職員の能力開発を効果的に推進するよう努める。また、マイナンバー制度開始に伴い、より一層の人的情報セキュリティ意識の徹底を図る。

- ア 職員の能力開発・意識改革の推進
- イ 職員の能力の適正評価と、定期的な検証作業の実施
- ウ 職員研修の充実（宮崎県町村会の研修支援事業や宮崎県市町村職員研修センターとの連携）
- エ 研修対象者及びプログラム枠の拡大と、機会の平等化
- オ 自発的研修の推進（重要な課題については、課の枠を超えてグループを編成する等してその解決にあたる。）
- カ 情報漏洩防止の意識の徹底
- キ 男女共同参画、メンタルヘルス研修の実施

(2) 事務・事業の見直し

① 事務・事業等の整理合理化

(現状と課題)

自主財源の比率が低く財政基盤が脆弱な上に、国県の財政状況が悪化する中、一層厳しい財政運営が必要となっており、多様な行政需要に対応するには、徹底した事務・事業の見直しを行い、財源の重点的・効率的な配分をさらに行う必要がある。

(実施方針)

常に「最小の経費で最大の効果を上げる」ことは、行政の永遠の課題であり、以下の項目を推進すると共に、担当者会議や、定期的な検証作業を実施しながら、そのあり方を探求し、整理合理化を行う。

- ア 効率的な収納対策の確立
- イ 物品の集中管理と再利用の推進
- ウ 類似事業等の整理統合を実施
- エ 民間や地域等への事業移譲の推進
- オ 受益者負担割合の見直し
- カ 事業の費用対効果の検証

② 補助金等の整理合理化

(現状と課題)

補助金等は、歳出予算の大きな比重を占め、産業振興や住民生活上も重要なものとなっているが、財政状況が厳しさを増す中、より一層厳しい視点で財政運営を行わなければならない。

このため、補助金等については、徹底した整理合理化等、見直しを行う必要がある。

(実施方針)

時代に即した施策を展開するため、行政の責任分野、経費負担の在り方、事業効果等の観点からその在り方を検証し、廃止・縮小、統合等も含め、整理合理化を行うと共に、補助年限の設定や定期的な検証を行い、公平化と適正化を図る。また、補助要綱の確認を行い、一覧表を作成する。

- ア 事業目的の達成状況及び効果の分析
- イ 補助対象が団体の場合は決算状況の確認
- ウ 新規事業への時限制の導入
- エ 充当できる国・県等補助事業の確認
- オ 多方面で取り組める補助事業の周知徹底
- カ 補助要綱の確認・整備

③ 事務処理の簡素化

(現状と課題)

本村では、従来から国の法律や政令・省令に基づく許認可等の事務について、事務処理の簡素化に努めてきているが、国県等の公文書の電子化が進む中、庁内での効率的な電子文書化の促進と、村民の負担軽減や利便性の向上、事務処理の迅速化に努める必要がある。

(実施方針)

村民サービスの向上及び行政事務の迅速化の観点から、事務処理の簡素化及

び電子文書の活用促進、また、社会情勢の変化に合わせた、会議等の在り方の見直しを推進する。

- ア 申請等の簡略化
- イ 押印の省略範囲の明確化
- ウ 電子文書の活用促進
- エ 診療所の電子カルテ導入
- オ 会合等の整理合理化

(3) 組織・機構の見直し

① 行政組織の簡素合理化 (現状と課題)

行政組織については、統合、スリム化等、職員数削減や行政需要の変化に対応しながら見直しがされてきたところであるが、正規職員と(有)エバーグリーン職員及び臨時職員の配置バランス等検討課題であり、住民サービスの低下を招かないよう、より合理的な組織の体制を構築する必要がある。

(実施方針)

単に行政サービスの提供主体にとどまらず、社会情勢等を把握し、的確に対応しなければならない。そのため、組織・機構の見直しを定期的に行い、多様化・高度化する行政需要に的確に対応していく。

- ア 行政組織・機構の見直し
- イ 正規職員、(有)エバーグリーン職員及び臨時職員のバランスの取れた職員配置
- ウ 庁舎内配置の適正化

② 事務・事業の民間委託推進 (現状と課題)

事務・事業の簡素化、整理合理化を図る観点から、公共性、信頼性、経済性を十分に考慮した上で、民間委託（指定管理者制度含む）を推進している。

社会情勢の変化に伴い、行政需要は多様化し、職員数は削減という流れの中、住民サービスの維持向上を図るため、事務・事業の効率化と共に、民間委託を検討し、推進する必要がある。

(実施方針)

行政事務の中で民間委託の可能なものについては、行政と民間が連携して取組むための環境づくりを推進するとともに、行政が主導して運営されている各種団体の独立性を高めるための支援を行う。

また、既に民間委託（指定管理者制度含む）された事業等については、効率性や経済性、また、住民サービスが十分に提供されているかの点検、指導を行う。

- ア 民間委託の推進
- イ 指定管理者を含む民間委託事業の点検・指導
- ウ 各種団体の自立支援

(4) 第三セクター等関係

(現状と課題)

第三セクター等関係団体は、民間の柔軟で効率的な経営手法を活用して、公共的事業を運営することで、事業の円滑な運営が期待されている。

中でも、(一社)ウッドピア諸塚については、村政に与える影響が大きいことから、運営に係る見直しを随時行ってきている。

何れの団体も、様々な行政の支援が必要な状況にあることから、自主運営を推進し、社会経済情勢の変化に対応した取組体制構築が必要である。

(実施方針)

第三セクター等については、各団体が自ら運営の効率化等に取り組むべきであるため、団体の自主性に配慮しながら適切な運営が図られるよう、運営体制の強化及び自立を支援する。

- ア 第三セクター等各種団体の自主・自立の推進
- イ 自主運営の核となる人材の育成

(5) 定員管理及び給与の適正化

① 適正な定員の管理

(現状と課題)

本村はこれまでも職員数の削減や適正な定員管理に努めてきたが、新たな行政課題や社会経済情勢の変化に対応すると共に、簡素で効率的な行政体制を構

築するためには、今後も適切な職員配置と定員管理を推進する必要がある。

職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

部門 年度	一般行政	特別行政	公営企業等	合計
平成23年度	44	10	21	75
平成24年度	44	10	20	74
平成25年度	42	10	20	72
平成26年度	42	9	21	72
平成27年度	44	8	23	75

注）特別行政とは教育部門、公営企業等とは病院、国保及び介護部門をいう。

（実施方針）

高度化・多様化していく行政需要に対して、限られた職員数で柔軟かつ弾力的に対応するため、正職員、(有)エバーグリーン職員及び臨時職員の職務実態を把握し、適正な定員管理に努める。

② 適正な給与の管理

（現状と課題）

職員給与は、人事院勧告等、国・県の動向に対応しながら、適正な数値となるよう管理・運用に努めてきている。

義務的経費であり、財政に与える影響も大きいことから、村民の理解が得られるよう、今後も適正な給与管理に努める必要がある。

ラスパイレス指数の状況（各年度4月1日現在）

区分 年度	諸 塚 村	県内市町村平均
平成23年度	90.6	98.4
平成24年度	97.9	106.6
平成25年度	99.7	106.2
平成26年度	90.6	98.3
平成27年度	91.6	98.2

(実施方針)

今後も人事院勧告及び国の公務員制度改革の動向を注視しながら、適正な給与管理に努める。また、地方公務員法改正に伴う、新たな人事評価制度を導入し、適切に給与制度に反映する。

(6) 行政情報化の推進

(現状と課題)

情報通信技術（ICT）は日々進化しており、もろつか光ネットの整備等により、情報化社会への対応に努めてきた。

今後は、ネットワーク環境の活用と、マイナンバー制度に対応した行政サービスの向上や、事務事業の迅速化を推進する必要がある。

(実施方針)

現行の電算システムを検証し、システムの効率化と共に、マイナンバー制度に対応した、より高度なセキュリティー対策を推進する。また各種事務処理の電算化に努め、事務の効率化及び経費の削減を図る。

もろつか光ネットを活用し、住民への情報提供のみならず、双方向通信の取組みを検討し、福祉の向上を図る。

- ア ICTを活用した総合行政システムの効率化の推進
- イ GISシステムによる土地情報管理推進と利便性の向上
- ウ インターネットによる施設予約等、電子申請の推進
- エ 住民との双方向通信システムの構築
- オ マイナンバー等個人情報保護のセキュリティー強化

(7) 行政運営の公正性確保と透明性の向上

(現状と課題)

行政運営における公正性の確保と透明性の向上を図るため、行政手続条例及び情報公開条例に基づいた、各種手続きの迅速かつ適正な運用に努めてきた。

今後も、国の法改正等を注視し、公正かつ透明性の高い行政運営に努める必要がある。

(実施方針)

各種行政手続きの公正性・透明性を確保するため、法及び条例を遵守すると

共に、マイナンバー等個人情報の保護に努める。また、村政座談会等を通じ、分かりやすく公正で透明な行政運営に努める。

- ア 行政手続法及び情報公開制度の適切な運用
- イ より効果的な村政座談会の推進
- ウ 透明性の高い入札・契約制度の推進
- エ マイナンバー等個人情報の保護

(8) 経費の節減合理化と財政の健全化

①経費の節減合理化

(現状と課題)

経常経費の縮減は、常に最重要項目の一つであり、今後も持続可能な財政基盤確立のため取り組まなければならないが、電算システムの経費等が近年増大しており、今後もさらに事務の効率化と経費節減に努める必要がある。

(実施方針)

自立継続可能な財政運営のため、全会計項目の再点検を行い、事業の効率化を図ると共に、後年の維持管理費を考慮したシステム等の取得に努める。また、省エネ・省資源化を計画的に推進する。

- ア 経常経費の点検・見直し
- イ 電算システム関係の経費節減
- ウ 工事等の設計経費抑制策の検討と実施
- エ 光熱費節減対策の検討と実施
- オ 軽自動車や低燃費車等、取得費や維持費を考慮した車輛の導入
- カ 太陽光発電等エネルギーシフトの検討
- キ 計画的な照明のLED化
- ク 施設整備において、民有地の場合は購入を推進

②財政の健全化

(現状と課題)

国・県の厳しい財政状況により、補助金や交付金が削減される中、より厳しい財政運営が求められており、これまでも基金の充実を図ってきたが、今後も中長期的計画による基金の運用・活用や、事業の再点検を推進する必要がある。

(実施方針)

補助金や交付金の削減を十分認識し、村民の理解を得ながら慎重に事務・事業を選択して健全な財政の運営に努める。

今後も基金の充実を図ると共に、計画的な活用を検討する。また、新規事業は将来的な財政への圧迫とならないよう、時制限をとるなど中長期的な見通しを持ち、計画的に実施する。

- ア 村債の適正管理
- イ 基金の充実と有効活用
- ウ ふるさと納税の推進
- エ 総事業費の抑制

(9) 公共施設の管理運営の合理化

(現状と課題)

村内の各種施設については、村民の福祉と文化の向上、教育や産業の振興など、多岐にわたる目的達成のため管理運営に努めてきているが、老朽化による維持管理費の増加や利用者数の減少等が課題であり、利用料の見直し、また、管理運営のあり方について検討を行い、より効果的な活用を図る必要がある。

(実施方針)

固定資産台帳を整備後に、公共施設総合管理計画を策定し、今後の施設整備と維持管理について方向性を示すと共に、使用料の見直し、観光施設や小中学校施設の活用、及び施設管理の民間委託について継続的に検討を行う。また、高齢化により村道等の維持管理が問題となりつつあるが、今後も地域での維持管理を原則としつつ、状況に応じて支援のあり方を検討する。

- ア 各施設使用料の見直し
- イ 森林公園施設（体育施設を含む）の有効活用
- ウ 各施設利用・運営状況の検証
- エ 施設管理の民間委託の推進
- オ 村道等維持管理の支援のあり方を検討
- カ 小中学校空き教室、空き施設の活用
- キ 固定資産台帳等の整備及び活用

(10) 公共工事の適正化及びコスト縮減

(現状と課題)

限られた財源の中、多大な事業費を要する公共工事等については、コスト縮減と事業費の抑制が課題であるが、常に要望のある社会資本の維持、整備を着実に進めていくために、多角的な視点による事業費の縮減対策と、計画的な事業執行に取り組む必要がある。

(実施方針)

社会資本の整備は、村民の経済活動や生活の基盤として不可欠であり、経済性を考慮した工法の検討と、建設課での当初設計等の精査を行い、コストの縮減に努めると共に、大規模な事業については全庁的な協議を行う等、適正な執行に努め、良質な社会資本の整備を推進する。

- ア 経済性を考慮した工法の採用
- イ 建設課における工事内容の精査
- ウ 大規模事業の計画的な執行

(11) 広域行政の推進

(現状と課題)

村単独では取組みが困難な事務・事業については、広域連合又は一部事務組合での共同処理や、機関の共同設置により処理している。

少子・高齢化が進む中で、行政として対処しなければならない課題の増加が予想されるが、その中には単独処理が困難な事案も想定される。また、地方分権の進展により、広域的な処理が求められる分野が増加している。

広域行政の取組み状況

形態	名称	構成市町村	事務内容	設置年月日
広域連合	日向東臼杵広域連合	1市2町2村	ごみ処理 火葬場の設置・ 管理・運営	平成13年 4月
広域連合	宮崎県後期高齢者医療広域連合	9市14町3村	資格管理、医療 給付、保険料賦 課、その他	平成19年 3月30日

形態	名称	構成市町村	事務内容	設置年月日
一部事務組合	北部広域行政事務組合	2市5町2村	地域振興、観光振興	平成7年 2月3日
一部事務組合	入郷地区衛生組合	1町2村	し尿処理	昭和47年 4月1日
機関の共同設置	日向入郷地域介護認定審査会	1市2町2村	介護認定	平成11年 8月1日
機関の共同設置	東臼杵地区広域福祉連絡協議会	東臼杵福祉事務所 2町2村	養護老人ホームの入所判定等	平成23年 4月1日
機関の共同設置	日向入郷地域障害者給付認定審査会	1市2町2村	障害者の給付認定審査	平成18年 4月1日

(実施方針)

地域の中から発生する様々な課題を解決し、住民福祉を向上させるため、事務事業やサービスの充実度の点検を行い、村単独では困難なもの、広域での処理が効果的なものについては、県あるいは近隣市町村との連携を図り、広域行政を推進する。

- ア 国民健康保険業務の広域運営体制の構築
- イ 廃棄物の広域処理の推進

(12) 専門性を持った人材の育成

(現状と課題)

行政需要が多様化する中で、専門的知識や技術が必要とされる職務、また、それらを備えることが望ましい職務が増加しているが、専門性を持った人材が十分確保されているとは言えず、人材の育成や確保が必要となっている。

(実施方針)

多様な行政需要に対応し、時代に即した施策を展開していくために、専門的知識や技術を持った人材を育成又は確保し、効果的な事業運営を推進する。